

令和7年度（2025.4～2026.3）
ごみ・資源収集カレンダー

波崎地域
地区別⑥

清水、上中、川尻、東松下の一部、西松下の一部、東須田の一部、仲須田の一部、
東海、西前宿、日和山、東押揚、西押揚の一部

収集日の当日（朝8時まで）に、決められた収集場所に出してください。1袋10kg以内で、1家庭3袋まで一度に出せます。

可燃ごみ
週2回 月 木

不燃ごみ
月2回 1・3回目の金

資源（プラスチック類）
月2回 2・4回目の金

資源（ビン・缶）
月2回 1・3回目の火

資源（古紙・古着）・有害ごみ・危険ごみ
月2回 2・4回目の火

4月	日	月	火	水	木	金	土
			ビン・缶 1	2	可燃ごみ 3	不燃ごみ 4	5
	6	可燃ごみ 7	古紙・古着 有害・危険 8	9	可燃ごみ 10	プラスチック類 11	12
	13	可燃ごみ 14	ビン・缶 15	16	可燃ごみ 17	不燃ごみ 18	19
	20	可燃ごみ 21	古紙・古着 有害・危険 22	23	可燃ごみ 24	プラスチック類 25	26
27	可燃ごみ 28	29	30				

5月	日	月	火	水	木	金	土
					可燃ごみ 1	不燃ごみ 2	3
	4	可燃ごみ 5	ビン・缶 6	7	可燃ごみ 8	プラスチック類 9	10
	11	可燃ごみ 12	古紙・古着 有害・危険 13	14	可燃ごみ 15	不燃ごみ 16	17
	18	可燃ごみ 19	ビン・缶 20	21	可燃ごみ 22	プラスチック類 23	24
25	可燃ごみ 26	古紙・古着 有害・危険 27	28	29	30	31	

6月	日	月	火	水	木	金	土
	1	可燃ごみ 2	ビン・缶 3	4	可燃ごみ 5	不燃ごみ 6	7
	8	可燃ごみ 9	古紙・古着 有害・危険 10	11	可燃ごみ 12	プラスチック類 13	14
	15	可燃ごみ 16	ビン・缶 17	18	可燃ごみ 19	不燃ごみ 20	21
	22	可燃ごみ 23	古紙・古着 有害・危険 24	25	可燃ごみ 26	プラスチック類 27	28
29	可燃ごみ 30						

7月	日	月	火	水	木	金	土
			ビン・缶 1	2	可燃ごみ 3	不燃ごみ 4	5
	6	可燃ごみ 7	古紙・古着 有害・危険 8	9	可燃ごみ 10	プラスチック類 11	12
	13	可燃ごみ 14	ビン・缶 15	16	可燃ごみ 17	不燃ごみ 18	19
	20	可燃ごみ 21	古紙・古着 有害・危険 22	23	可燃ごみ 24	プラスチック類 25	26
27	可燃ごみ 28	29	30	31			

8月	日	月	火	水	木	金	土
						不燃ごみ 1	2
	3	可燃ごみ 4	ビン・缶 5	6	可燃ごみ 7	プラスチック類 8	9
	10	可燃ごみ 11	古紙・古着 有害・危険 12	13	可燃ごみ 14	不燃ごみ 15	16
	17	可燃ごみ 18	ビン・缶 19	20	可燃ごみ 21	プラスチック類 22	23
24	可燃ごみ 25	古紙・古着 有害・危険 26	27	28	29	30	

9月	日	月	火	水	木	金	土
		可燃ごみ 1	ビン・缶 2	3	可燃ごみ 4	不燃ごみ 5	6
	7	可燃ごみ 8	古紙・古着 有害・危険 9	10	可燃ごみ 11	プラスチック類 12	13
	14	可燃ごみ 15	ビン・缶 16	17	可燃ごみ 18	不燃ごみ 19	20
	21	可燃ごみ 22	古紙・古着 有害・危険 23	24	可燃ごみ 25	プラスチック類 26	27
28	可燃ごみ 29	30					

10月	日	月	火	水	木	金	土
				1	可燃ごみ 2	不燃ごみ 3	4
	5	可燃ごみ 6	ビン・缶 7	8	可燃ごみ 9	プラスチック類 10	11
	12	可燃ごみ 13	古紙・古着 有害・危険 14	15	可燃ごみ 16	不燃ごみ 17	18
	19	可燃ごみ 20	ビン・缶 21	22	可燃ごみ 23	プラスチック類 24	25
26	可燃ごみ 27	古紙・古着 有害・危険 28	29	30	31		

11月	日	月	火	水	木	金	土
							1
	2	可燃ごみ 3	ビン・缶 4	5	可燃ごみ 6	不燃ごみ 7	8
	9	可燃ごみ 10	古紙・古着 有害・危険 11	12	可燃ごみ 13	プラスチック類 14	15
	16	可燃ごみ 17	ビン・缶 18	19	可燃ごみ 20	不燃ごみ 21	22
23	可燃ごみ 24	古紙・古着 有害・危険 25	26	27	プラスチック類 28	29	

12月	日	月	火	水	木	金	土
		可燃ごみ 1	ビン・缶 2	3	可燃ごみ 4	不燃ごみ 5	6
	7	可燃ごみ 8	古紙・古着 有害・危険 9	10	可燃ごみ 11	プラスチック類 12	13
	14	可燃ごみ 15	ビン・缶 16	17	可燃ごみ 18	不燃ごみ 19	20
	21	可燃ごみ 22	古紙・古着 有害・危険 23	24	可燃ごみ 25	プラスチック類 26	27
28	可燃ごみ 29	30	31				

1月 2026年	日	月	火	水	木	金	土
					収集済み期間	収集済み期間	収集済み期間
	4	可燃ごみ 5	ビン・缶 6	7	可燃ごみ 8	プラスチック類 9	10
	11	可燃ごみ 12	古紙・古着 有害・危険 13	14	可燃ごみ 15	不燃ごみ 16	17
	18	可燃ごみ 19	ビン・缶 20	21	可燃ごみ 22	プラスチック類 23	24
25	可燃ごみ 26	古紙・古着 有害・危険 27	28	29	30	31	

2月 2026年	日	月	火	水	木	金	土
	1	可燃ごみ 2	ビン・缶 3	4	可燃ごみ 5	不燃ごみ 6	7
	8	可燃ごみ 9	古紙・古着 有害・危険 10	11	可燃ごみ 12	プラスチック類 13	14
	15	可燃ごみ 16	ビン・缶 17	18	可燃ごみ 19	不燃ごみ 20	21
	22	可燃ごみ 23	古紙・古着 有害・危険 24	25	可燃ごみ 26	プラスチック類 27	28

3月 2026年	日	月	火	水	木	金	土
	1	可燃ごみ 2	ビン・缶 3	4	可燃ごみ 5	不燃ごみ 6	7
	8	可燃ごみ 9	古紙・古着 有害・危険 10	11	可燃ごみ 12	プラスチック類 13	14
	15	可燃ごみ 16	ビン・缶 17	18	可燃ごみ 19	不燃ごみ 20	21
	22	可燃ごみ 23	古紙・古着 有害・危険 24	25	可燃ごみ 26	プラスチック類 27	28
29	可燃ごみ 30	31					

◆ごみ・資源の収集について
神栖市廃棄物対策課
☎0299-90-1148

◆ごみ・資源の収集について
★ご注意ください

◆自己搬入先
可燃ごみ …… 広域波崎RDFセンター内 仮設搬入所 ☎0479-40-4332
不燃ごみ・粗大ごみ・資源等 神栖市第二リサイクルプラザ ☎0479-44-2071

◆粗大ごみの戸別回収
予約ダイヤル
☎0479-44-2071

神栖ごみ分別アプリ
お手持ちのスマートフォンで、
収集カレンダーや分別方法などを
確認することができます。

App Storeで
ダウンロード

Google Playで
ダウンロード

神栖市ホームページ（神栖市のごみ分別・収集日アプリについて）
https://www.city.kamisui-baraki.jp/living/gomi/1000956/1009126.html
問合せ先 神栖市 生活環境部 廃棄物対策課 TEL 0299-90-1148

年末年始のごみ・資源収集は、12月31日(水)～1月4日(日)まで、お休みとなります

リサイクルできるものは資源として出しましょう

ごみも汚れが取れば資源となります。

汚れを取って資源で出しましょう。

品 目	汚れが取れる時の出し方	汚れが取れない時の出し方
●「プラマーク」のあるプラスチック類 ●ペットボトル 	●資源（プラスチック類） 1. キャップ・ラベルを取る 2. 中をすすぐ 3. キャップ・ラベルも一緒に袋に入れる	●可燃ごみ
●ビン・缶 ※ラベルは取らなくてよい キャップは不燃ごみ 	●資源（ビン・缶） 1. キャップを取る 2. 中をすすぐ 3. 全部一緒に袋に入れる	●不燃ごみ
●古紙類（新聞・ダンボール・紙パック・雑誌など） ※アルミを貼った紙や、ビニール加工された紙などの特殊加工をしたものは可燃ごみ 	●資源（古紙類） ひもで十字に束ねて出す ※雨天時はなるべく次回に出しましょう	●可燃ごみ
●繊維類（セーターや布製品等） ※ゴム製のものやわたが入ったものは可燃ごみ	●資源（古着・古布類） 濡れたまま出さない ※雨天時はなるべく次回に出しましょう	●可燃ごみ

プラスチック類は「プラマーク」・汚れの有無で分別しましょう

※「プラマーク」は商品本体だけでなく、ラベルに記載されていることもあります。ラベルも確認しましょう。

プラスチックの種類	分 別
●「プラマーク」のあるプラスチック類 （食品用トレイ、タマゴパックなどの プラスチック製容器で汚れのないもの） ●ペットボトル 	●資源（プラスチック類） 1. キャップ・ラベルを取る 2. 中をすすぐ 3. キャップ・ラベルも一緒に袋に入れる
●「プラマーク」のないプラスチック類 （まな板、ポリバケツ、プランターなど）	●不燃ごみ
●汚れの取れないプラスチック類 （冷凍食品の袋、ソースや油の容器など）	●可燃ごみ

集積所を利用する際の注意点

家庭から出たごみや資源は、処理施設に持って行かなくても、集積所で収集されます。集積所を利用する際は、以下の注意点に気を付けて、きれいに利用しましょう。

注 意 点	
●指定袋を使ってください ※有害ごみ・危険ごみを出す場合は、中の見える透明な袋で問題ありません。 ※資源（古紙類）を出す場合は、指定袋は使わず、ひもで十字に束ねて出してください。	指定袋に入っていないものは収集しません。指定袋はお近くの販売店（スーパー・ホームセンター・コンビニなど）で購入してください。 また、使用する指定袋が「神栖市・家庭用」であることを確認してください。
●集積所は利用者みなさんで管理してください	集積所は利用者みなさんで管理しなければなりません。清掃当番、残されたごみへの対応方法、袋への名前の記入など、利用者同士でルールを決めて集積所をきれいに利用しましょう。
●袋には名前を書きましょう	分別不良や収集日誤りなどで残されたごみの自己処理責任や不法投棄防止など、集積所の適正管理や分別徹底の促進になりますので、袋には名前を書きましょう。
●収集日の当日（朝8時まで）に出してください	ごみ・資源の収集は、朝8時から始まります。集積所ごとの収集時間に決まりはなく、ごみの量や天候、交通事情などによって、収集時間は変わります。 また、収集日の前日からごみ・資源を出すと、不法投棄を誘発する原因となったり、ごみを荒らされたりするリスクが高まります。集積所をきれいに利用し、ごみ・資源を確実に収集するためにも収集日の当日（朝8時まで）に出してください。
●生ごみの水切りを徹底しましょう	生ごみの約80％は水分だと言われています。水切りをするなど少しの工夫やひと手間です。また、生ごみ処理容器等の購入補助制度もあります。詳細は、「ごみの出し方・分け方ガイドブック」のP27⑩を確認してください。
●1世帯が1度の収集日に出せる量は3袋までです	1袋の重さは10kg以内、1世帯が1度の収集日に出せる量は3袋までです。3袋以上出す際は、処理施設にまとめてお持ちください。
●集積所は利用する前にグループへの仲間入りが必要です	集積所は決められたグループで管理されているため、無断で利用することはできません。利用する前にグループへの仲間入りをしてください。
●集積所に残されたごみは出した本人が再分別して出し直してください	分別方法や収集日などのルールをが守られていないものは、集積所に出されても収集できません。その場合、袋に収集できない理由を明記したシールを貼付しますので、出した本人が再分別して次の収集日に出し直してください。（その際、シールははがしてください。） 出した本人が再分別をしないと、集積所の他の利用者が再分別することになります。他の利用者に迷惑がかからないよう注意してください。
●ネットや補助金を活用して、集積所をきれいに利用しましょう	ごみ散乱防止用のネットを神栖市役所の廃棄物対策課や波崎総合支所・防災センターの市民生活課で貸し出しています。また、集積所に箱等を設置する場合、補助金の制度を活用できます。詳細は、「ごみの出し方・分け方ガイドブック」のP28⑬を確認してください。